

京都市社会福祉協議会 一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、行動計画を次のとおり策定する。

1. 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。

2. 本会の課題

- (1) 労働者数は女性が多いが、管理職に占める女性労働者の割合が低い。(令和2年度 35.3%)
- (2) 男性の育児休業取得が各職種において低い。(令和2年度 0%)

3. 目標

- (1) 管理職に占める女性労働者の割合を10%上昇させる
- (2) 男性の育児休業取得率20%、取得期間1ヶ月にする

4. 取組内容と実施時期

(1) 求職者への周知とキャリアパス研修や懇談会を実施

- ・女性が活躍できる職場であることを求職者に周知する。
- ・ロールモデルとなる女性管理職と女性労働者との交流機会をつくる

《実施計画》

- | | |
|--------|-----------------|
| 令和3年度～ | 求職者への周知、問題点の検証 |
| 令和4年度～ | キャリアパス研修、懇談会の実施 |
| 令和6年度～ | 必要に応じて方法の見直し |

(2) 育児休業・福利厚生制度の周知

- ・職場と家庭の両方において男女がともに貢献できる職場風土づくりに向けた意識啓発のため、利用可能な福利厚生制度を周知する。
- ・出産を知った職員へ育児に関する制度について個別に声をかけ周知する。

《実施計画》

- | | |
|--------|--|
| 令和3年度～ | 新任職員研修において制度の周知 |
| 令和4年度～ | 管理職員研修や所属長会議にて各種制度の利用促進を通知
電子給与明細ツール、グループウェア等を活用した周知・啓発 |
| 令和6年度～ | 効果の確認、必要に応じて方法の見直し |